

魚沼民商だより

2020年
9月 21日

第2219号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

後期高齢者医療保険料の「世帯の主たる生計維持者」について



「魚沼民商だより」(9月14日付)にて、南魚沼市の後期高齢者医療保険料のコロナ減免の対応についてお伝えしました。その前号の続きとなります。

コロナ減免の要項では、厚生労働省や新潟県後期高齢者医療広域連合の新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料について、「世帯の主たる生計維持者」の収入減を減免の基準としています。この件に関して厚生労働省の担当者は、私たちの問い合わせに対し、「世帯の主たる生計維持者」とは必ずしも、「世帯主」でなくともよいと回答しており、国民健康保険税や介護保険料の新型コロナウイルス感染による減免でも同様な対応となっていることがあります。ためて確認することができました。

9月10日、関さんは、再度、申請しました。しかし南魚沼市では、新潟県後期高齢者医療広域連合の指導のもとに行っていると言いましたが、収入減少の対象を「世帯主」に限定しており、後期高齢者医療保険料の減免に後期高齢者医療保険に加入していない「世帯主」の収入を基準とするという矛盾した対応は変わりませんでした。

この間、新商連と日本共産党県委員会の力も借りながら、このことを新潟県後期高齢者医療広域連合に正したところ、9月14日、必ずしも「世帯主」と「主たる生計維持者」が同一でなくてもよいことが、ハッキリとしました。



仲間どうして支えながら、準備にとりかかっています！

消費税5%減税の実現 9・13自動車パレード

さて、みなさんの回りには、困つていらない業者はいないはずです。仲間増やしの活動は、人助けの活動です。民商の話しをしてください。そしてあなたの仲間を紹介してください。



車両11台の横並びはとても圧巻です！(石打地内にて)



隊列を整いて、スタート目前、先頭車両は塩沢支部です！

9月13日、天候が不安定な中、私たち民商は、小千谷市から南魚沼市に駆けて、「消費税怒りの宣伝行動・消費税5%減税実現・自動車パレード」を6年ぶりに行いました。当日、8支部から配車し、車両11台の27人が参加しました。この日、朝8時頃から1台、2台と、集合場所の民商事務所前に結集しました。その場で、宣伝デコレーションの飾り付け作業を行い、9時にスタート宣言しました。

日、自民党の総裁選の討論会で、菅さんは消費税増税を口にした。すべての國民がこのコロナ禍で大変な思いをしている時に、國民に対しても、どんな相手であっても、道理に基づいて、正々堂々と主張していきます。それが民商のあるべき姿です。



婦人のみなさん、ごちそうさまでした！



みんなで食べると、美味しく頂けます（高橋会長の熱弁です）



婦人部のみなさん、ありがとう！

**会費は月内納入で
宣しくお願い致します**



みなさん、大変お疲れさまでした！（民商の旗印に結集）

午後3時30分頃、無事に民商事務所前に到着しました。最後に中沢俊彦副会長は、「みなさん、大変お疲れさまでした。今、政府がやらなければならぬことは、消費税の5%減税です。これはすべての国民に元気を与えます。これを機に私たちの活動を盛り上げていきましょう」と労いの言葉も兼ねながら、今日の行動を締めくくりました。

昼食休憩は、南魚沼市内の公共施設にて、婦人部のみなさんが美味しいカレーライスを用意して待つていてくださいました。また参加者のみなさんから、お米、ジャガイモ、ナスの漬け物、ズイのきんぴら、煮卵等を提供して下さいました。有り難う御座いました。婦人のみなさん、たいへん美味しいいただきました。感謝、感謝、感謝です。（※昼食休憩後、婦人部はその場で役員会を開きました）

事務所の来所の際には、事前にご連絡ください

昼以降から事務局員が事務所不在の時間が増えていきます。ご迷惑をおかけすることに大変申しわけ御座いません。
ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。

法律相談のお知らせ

日 時 10月 14日（水）
午後1時より
会 場 民商事務所
弁護士 小渕 昌史 先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。